公 共 事 業 評 価 の 流 れ

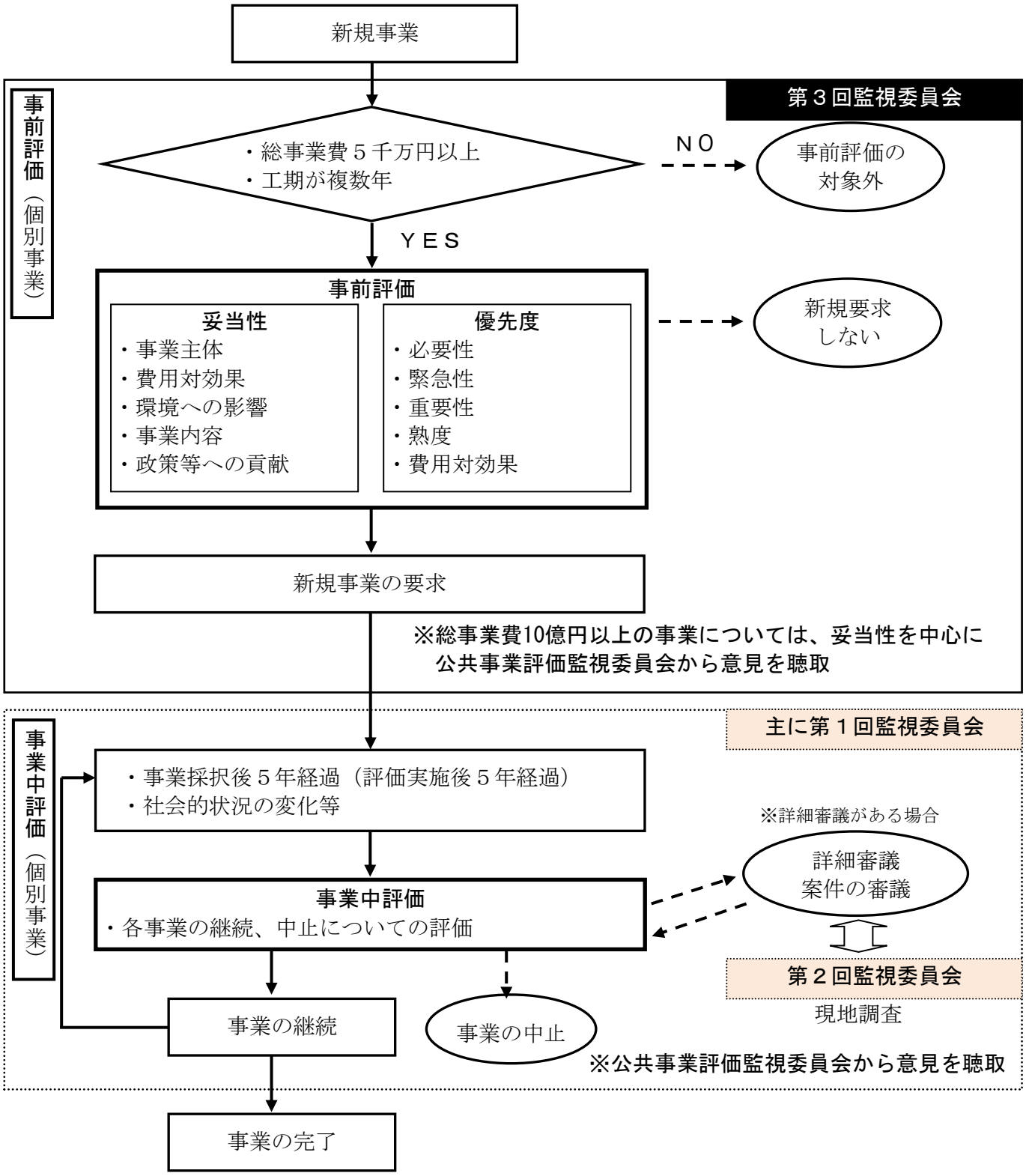
新規事業
事前評価（個別事業）
第３回監視委員会
・総事業費５千万円以上
・工期が複数年
ＮＯ
事前評価の対象外
ＹＥＳ
事前評価
妥当性
・事業主体
・費用対効果
・環境への影響
・事業内容
・政策等への貢献
優先度
・必要性
・緊急性
・重要性
・熟度
・費用対効果
新規要求しない
新規事業の要求
※総事業費10億円以上の事業については、妥当性を中心に公共事業評価監視委員会から意見を聴取
事業中評価（個別事業）
主に第１回監視委員会
・事業採択後５年経過（評価実施後５年経過）
・社会的状況の変化等
※詳細審議がある場合
詳細審議
案件の審議
事業中評価
・各事業の継続、中止についての評価
第２回監視委員会
現地調査
事業の継続
事業の中止
※公共事業評価監視委員会から意見を聴取
事業の完了

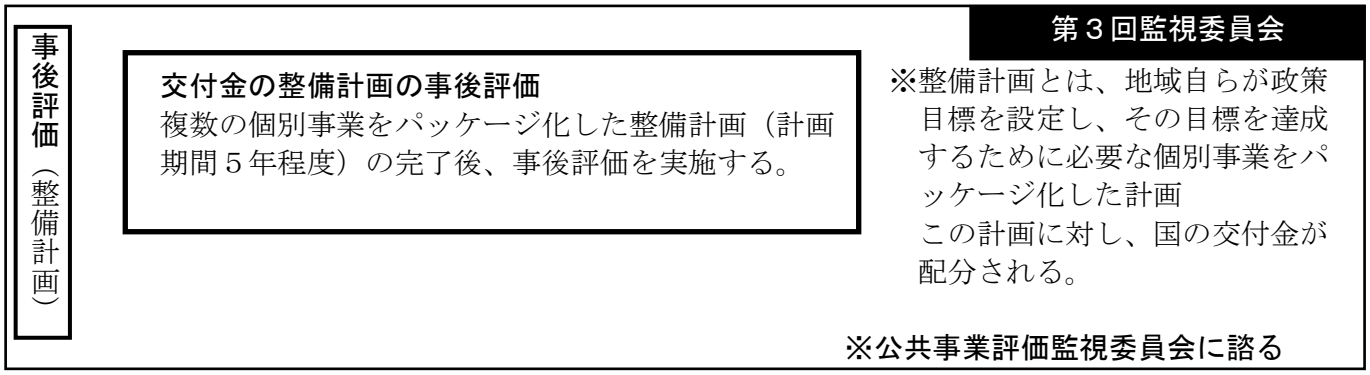
事後評価（整備計画）
第３回監視委員会
交付金の整備計画の事後評価
複数の個別事業をパッケージ化した整備計画（計画期間５年程度）の完了後、事後評価を実施する。
※整備計画とは、地域自らが政策目標を設定し、その目標を達成するために必要な個別事業をパッケージ化した計画
この計画に対し、国の交付金が配分される。
※公共事業評価監視委員会に諮る